

量刑における一断面—序説

秋 山 哲 治

目 次

- (一) 量刑における問題性
- (二) 量刑の基準とその意味
- (三) 量刑における被害者の感情

(一) 量刑における問題性

犯罪の成立に関する理論と、刑罰に関する理論を全体的に統合することにより量刑の領域が展開されると考えられる。そして、量刑領域の展開に従って量刑事実と量刑理論が互いに相関しつつも相違するものがあることが意識せられるのであるが、また、この領域には、犯罪成立理論と刑罰理論の双方にみることでできない特別の構成要素、換言すれば犯罪成立理論からも刑罰理論からもはみだす要素が認識せられるのである。このような要素については、すでに人は社会政策的要素として承認しているところといわれるかも知れない。しかしながら、社会政策として片づけられることは量刑のもつ意義を軽視することになる危険性を感じざるを得ない。このような観点から量刑領域における問

題点について若干の吟味を試みようとするのが本稿のめざすところである。

「犯罪理論は、犯罪の本質を解き明かすものではなく処罰に価する行為を合理的に確定する為の道具にすぎない」とする意見がある。(前田雅英・可罰的違法性論の研究・三頁参照)この見解によれば、犯罪理論は処罰の合理的前提である行為の満たすべき要件を確定するものであり、犯罪の本質は量刑の領域において明確にされることを主張するものと解されるであろうか。

犯罪論は周知の通り、構成要件、違法性、有責性を犯罪の成立要件として、それぞれの本質、機能またその関連性などを論ずるのであるが、成立した犯罪の刑罰相当性の実質は量刑の段階において判断せられるとしなければならぬであろう。

いうまでもなく、犯罪人をいかに処遇するか、いかなる刑罰を科することが相当であるかを判定するのは検察庁ないし裁判所の任務とするところである。とりわけ裁判所の当該関係裁判官は結論のために心身を傾けることであろう。「量刑は刑事裁判の結論であり、社会及び被告人の重大な関心は専らこの一事に注がれている」といってよい。それゆえ刑の量定は刑事裁判官の最も重大な使命の一つであり、もし量刑が適正を失するならば、裁判所に対する一般の信頼感は失われるばかりか、刑罰そのものの機能も、そこなわれることとなり、刑事政策上重大な悪果を生むこととなる」。(中利太郎・量刑の実際とその諸問題・刑法雜誌第一二巻一八四頁)以上は適正な量刑のために心身を磨り減らす実務家の率直な声である。しかし、不当に重い刑が被告人の人権をいかに侵害するかについて、いささかの言及がないことはどんなものであろうか。人権尊重は犯罪成立についてもその要件を考えるにあたって常にそのバックボーンになるのであるが、量刑においても、その考慮にあたって軽視をゆるされない基本的理念としなければならない、

と思われる。

さて、量刑判断においては何がその素材ないし要素となり、いかなる方法がとられるのであろうか。犯罪成立論が一般的、抽象的、論理的であるに對し、量刑は具体的、個別的、実質的な特長をもつことは当然としなければならない。「刑量の確定にあたっては、行為者の性格、動機、行為後の状況などを勘案し、行為者の個別的事情も考慮すべきである。行為責任と行為者責任とを総合統一して、刑罰の終局的量定を行なうべきである」、(荏司邦雄・体系刑事法事典・三五八頁)とする意見が示すように、行為責任要素をなす種々の様相と行為者責任要素となる多様の様相が勘案せられるのであるが、そこでは、総合し統一するという方法が表示されるのである。換言すれば、判断の要素とそ
の方法が暗示されていることを注意しなければならない。

ところで、全体的考察において統一原理の必要なことは当然としなければならないのであるが、何が統一原理であるかは、明確でなければならない。さもないかぎり思惟的な觀念に陥る危険性があるように思われる。量刑には理念がなければならないと考えられる。この理念の実現に向けて複雑多様の諸事実、情状が統一されて決定をみるに至るのであろう。

そこで、量刑が適正でないとして従来から行われている批判を顧みることにしよう。「恣意的」「無秩序」といわれ、また、「恣意と偶然」によって規定されるとか、「賭けごとの結果」であるとか、さらには、「暗中のつかみどり」とも評されるのであった。刑の高さは感情と慣例に依存するのであり、直感的に手さぐりされるものであって決して合理的に考量されるものではないとも批判され非難される。さらにまた、不公平であり不正でもあると手痛い攻撃が加えられる。(Karl Haag, Rationale Strafzumessung, S. 13 参照)

いうまでもなく、上記の見解はドイツ国の裁判に對するドイツ人のものであって、いささか誇張に過ぎると思われるのであるが、批評者のヘーグ自身は数学を利用して合理的科学的な量刑方則の探究に踏み込んでいるのである。

量刑の科学的方法の探究は世界における大きな風潮であるといつてよからう。わが国においても、つとに前田俊郎教授の努力がみられる。「量刑不信の念を拭うには量刑を法則化しなければならぬ。そのためには、量刑と著しい相関関係にある因子を発見し計量化することが必要である」として、詐欺犯執行猶予予測表を作成されたのであった。(前田俊郎・量刑予測とその妥当性、佐伯千仞博士還曆祝賀論集・犯罪と刑罰(下)四四一頁)

しかし、前田教授も注意されるように、量刑予測によって解明された量刑基準はあくまで存在的量刑基準であるわけであつて當為的な基準ではない。これは別に求めなければならない。前田教授も量刑予測は當為的量刑基準解明への第一歩にすぎないと断じられるのであった。(上掲書四四二頁)

ここでは、科学的存在的量刑基準と當為的量刑基準とが区別されるのであるが、後者の基準はいかにして求められるのであろうか。量刑の理念とその達成のための諸原則ないし基準が確立されなければならないわけであるが、このためには量刑についての学理的理論的研究の必要性を強調しなければならぬわけである。というのは、従来も量刑研究がなかつたわけではないが決して満足されるものではなかつたのであり、理論的究明の努力の不足が指摘されるのであった。批判者の一人はかの「量刑法」の名著をもって知られるドイツのブルンスである。開巻第一頁において次のように述べるのである。

「量刑は裁判官の仕事の特に重要な部分を形成する。しかし、責任問題に對処するのと比較すれば従来は極めて無視されたのであるし、また、その故に後進的である。ここ十年間、まちがいなく明瞭な進展をとげたが、現状は全く

満足すべきものではない。不十分な正しくない刑に対する強い訴えがあり、その多くが正当であると思われるのである。」(Hans-Jürgen Bruns, Strafzumessungsrecht, S. 1)

犯罪理論の著しい発展に対比しての嘆声ではあるが、量刑論の後進性は理由がないわけではない。本来、複雑多様な犯罪事実に対しどれほどの刑を科するのが最も相当であるかは単純に論理で割り切れるものではないのである。科刑の事実なり、また、その思想なりは歴史と社会、地域の差異から生ずる特殊性を認めないわけにはゆかない。最も単純明快な科刑原理は「目には目を歯には歯を」の同害報復であらう。この古代的科刑規準は近代に至って責任主義となつて発展したことはいうまでもない。責任主義はあきらかに人権尊重を背景としたものであるが、それは罪刑均衡思想を支柱とするものである。量刑においては、罪刑均衡主義はその意味を否定すべくもないのであるが今日の量刑はこの主義の射程をはるかに越すものがあるといわなければならない。その一例は量刑における情状論である。ちなみに、最近の「財田川」事件の再審論告においての情状論をみることにしよう。

「本件の動機は、自己の遊興による借金と小遣い銭の不足という利己的なもので同情の余地はない。

被告人は、自宅から持ち出した刺身包丁でゴツトリをこじ開けて被害者方に侵入し、寝ている被害者を突き刺し、逃げるところをめつた突きにして倒した上、胴巻から金銭を奪い、その後にとどめの二度突きをしているもので、残忍かつ冷酷な犯行である。

被害者は、何らの落ち度もなく、自宅で就寝中を襲われて非業の死を遂げたもので、遺族の悲しみ、近隣の不安など犯行の結果及び影響は重大である。

被告人は捜査段階において、いったん犯行を認めながら、確定審一審以来徹底的に犯行を否認し、虚偽の弁解を繰

り返して刑責を免れようとしており、改しゅんの情は認められない。

本件は、人倫上許すべからざる犯行で、その間に酌量すべき事情はなく、被告人に対しては、極刑をもって臨むほかはない」。(京都新聞・昭和五八・七・二七)

論

ここでは、犯行の動機、その態様、犯行後の態度、遺族の悲哀、社会の不安などその立場からの評価を量刑の要因としているのである。そして、犯行の結果及び影響は重大であるとし、また、人倫上許され得ないものとも断じられるのである。被告人の人間性については、罪を悔ゆる心情を欠いているとする。これらの要素はいうまでもなく、犯罪成立要件には存在しないところの数々の量刑評価の要素となっている。違法性、有責性といわれる犯罪成立要件とどのような関連をもつのであろうか。そしてまた、いかなる意味において、それは量刑において考慮され、いかなる程度においてそれは評価されるのであろうか。数々の要素が統合ないし総合して評価されるとして、その指導的理念は何であるのか。そこには、裁判官の人間性によって左右されるものがあるのか、どうか、種々の問題が検討されねばならないのではなからうか。

(二) 量刑の基準とその意味

犯罪のある種のものにあっては、たしかに、刑の量定においてさして苦心を要しないのである。例えば道交法違反の一種であるスピード違反とか駐車禁止違反は典型的に量刑されるのが普通である。また、たいした問題はなく、従来のいわゆる量刑相場にならって刑を量ればよいものもあることであろう。しかしながら、多数の犯罪にあっては事態は簡単ではない。犯罪行為自体の罪質や罪量によっては判定をみることはすくないのであって、付随する多くの他

の事実、要因を勘案の上で結論を出すものであることは、さきに挙げた事例が明瞭に物語るところである。

われわれは、現在、判決が準拠していると思われる法的規定を一瞥することにしよう。周知の通り、現行刑事訴訟法第二四八条は公訴についての規定ではあるが、刑の量定についてもこの規定が準拠となると一般にいわれる。犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる、とするこの規定は犯罪の実相を形成する事実及び犯罪人を全体的に、また、動的に観察すべきことを注意しているものと思われる。

改正刑法草案第四八条が刑の適用についての一般基準を設けていることは、これもまた周知のところである。第一項は、刑は犯人の責任に応じて量定しなければならないとして、責任主義の大原則を第一に押し出している。第二項は第一項の規定する責任以外の基準を示すものであって、刑の量定の具体的な様相とその内容を示すものとして重要な意味をもつといわなければならない。これを五種に分類することができると思われる。すなわち、第一は犯人の年齢、性格、経歴及び環境であつて、犯罪行為時までの人格形成とその背景となる情況を示すものである。これらの情況は犯罪行為の原因なり実相なりを知る上において、また、いわゆる情状考慮の一つの要素として意味をもつてであろう。

第二は犯罪の動機、方法、結果及び社会的影響である。犯罪の成立の事実的考察としてはその出発点として故意が考えられる。もちろん、犯罪成立論においては、故意は違法性において論じられるものがあり、また、責任論の中核として論議されるのである。故意の源泉をなすものとしての動機は、犯罪の成立には関係しない要素ではあるが、それは、犯罪行為を動機づけるものとして、犯罪の実相を具体的に物語るものと考えられ、情状の有力な要素としなければならぬ。方法は結果発生のための行為の方法であるが、殺人のための残酷な方法が判例において強調され、刑

を加重するために評価されることは周知のところである。ところで、方法が評量される根拠はなんであろうか。たんに情状の一つとみられるにすぎないであろうか。違法性や責任性につながるものがあるのではないかを吟味すべきではないかと思われる。違法性の判断は法益侵害にのみ限定されると解すれば、その方法は関係ないとしなければならぬが、侵害方法は、違法評価の要素となるものという考察に立脚すれば、方法の違法性が肯定されることになる。ここには、しかし、若干の問題がある。犯罪成立要件としての違法性の観念において、法益侵害概念よりも広く、法秩序の破壊であるとか、社会生活秩序の侵害であると解することによる肯定である。いま一つは、犯罪成立要件における違法性観念と量刑の領域における違法性の観念とは評価の領域を別にするという見地に立っての肯定である。窃盗罪においては、財物侵害よりも盗取という侵害方法ないし侵害態様に違法の特質が考えられることをつけ加えておこう。

方法はまた、その残酷性が強調されるとき、理解されるのであるが、行為者の人間性を表現するものとして責任性に密接な関連性をもつといえるであろう。しかし、この責任性の観念は犯罪成立要件である責任性の観念とは同一ではないであろう。

結果として表示されるものは、普通行為の結果として考えられるものよりも広い意味に解される。すなわち、それに密着した付随的な結果が考えられるのである。というのは、次に社会的影響が量刑要素として挙げられていることを考えると結果の意味もまた、狭く限定することは妥当ではないと思われる。「社会に大きな不安を与えた」という表現は判決においてしばしば見られるところであるが、社会的影響の具体的表現とみることができであろう。その実体は社会生活秩序の侵害と考えられるわけで、その意味での違法性に還元されるのではないかと思われる。

第三には犯罪後における犯人の態度を量刑の基準としているのである。犯罪時の犯罪行為とは全く次元を異にした犯行後の犯人の態度が何故に量刑において斟酌せられるのであろうか。これは後に述べる刑罰の目的としての犯人の改善更生の基準の見地に関係づけることができよう。具体的には被害者の損害を賠償するとか、改悛の情が著しいとかいわれる犯人の態度である。贖罪思想に通ずる責任論の見地からは、責任非難を減少するとの評価が可能になることであろう。さらに、被害者に対し、誠意を示すことを意味するので、その人格性を全体的考察の立場から斟酌することができるとなる。刑罰が過去の行動だけを対象にするのではなく、現在及び将来の人格性の発展を動的に観取しようとするに由来するであろう。

第四には、「その他の事情」が基準となる。犯罪に付随する多様、多種の要素を量刑にあたって考慮することを求めるのであるが、現実の具体的事実は複雑であつて、それら以外にさらに考慮を要する事情の存在が認められる場合がある。例えば後に述べるところの被害者から出される減刑嘆願のごときは、これに数えることができるであろう。

第五には、「犯罪の抑制及び犯人の改善更生に役立つことを目的としなければならない」とする基準である。従来からの議論によれば犯罪の抑制は応報刑主義の要請と考えられ、犯人の改善更生は教育刑主義の主張とされるのである。理論としては氷炭相容れないものとして対立して考えられたことは、いまさら繰り返すまでもなからう。刑罰の本質は応報(苦痛)であり、その目的は教育であるとして、これを調和しようとした滝川幸辰博士の苦心を想起するのであるが、刑罰の実際、すなわち、刑務所の実践は両者の併存することを説明するものである。しかしながら、事はそれほど簡単ではない。例えば実刑を科するか否かの判断においては、犯罪の抑制に重きをおくか改善更生を選ぶか、目的の相剋に苦心せざるを得ないであろう。刑罰の目的ないし量刑の目的としての規制のいずれを当該事件の犯

人に適用するかは担当する裁判官の意識によって大いに左右されることになるであろう。

「行われた犯罪に対し、不当に軽い刑罰が課せられるということは、刑罰法令に対する軽視となり同種の犯罪の反覆をもたらしことになる、と言われる。逆に不当に重い刑罰を課するということは、裁判に対する不信となり、裁判若くは検察を怨み、これに反抗する態度に出るようになる。そのいずれもが、社会の治安の維持にと云うことには、

論

よい結果をもたらしないうけである」、と主張されるものがある。(幸節静彦・刑の量定の実証的研究・九頁参照)

刑が軽いと犯罪の反覆を招くという考察は刑の威嚇作用の認識を根拠とするものである。ところで、不当に重い刑も犯罪を助長するものであるとする主張は刑の威嚇作用の限界を意識したものであるが、要するに犯罪の抑圧を刑の目的とすることを強調したものであり、社会治安の維持がその使命であると考えられるのであり、適正な量刑は社会治安に奉仕するものとなるのである。

ここには、犯人の将来の改善更生という刑の一つの目的とされるものは影をひそめる。

以上において、改正刑法草案第四八条の規定する内容と若干の筆者の思うところを述べたのであるが、今日の裁判所における量刑の実際は改正刑法草案の基準に根拠をもつように思われる。これらの基準は統一するところ適正な刑量をめざしているといわねばならないが、しかし、その要素は多様複雑であり、また、刑事政策的要素を多分に保有しているものとしなければならぬ。千差万別の具体的事案の真相を明察して、さらに、犯罪人の将来の改善更生を期待する量刑は至難の業というべきであろう。しかし、被告人、弁護人の主張するところと、検察官の主張とは裁判官の判断によって統合され、さらに独自の見識によって最後の適正妥当な決定を見ることを、制度的目標としているのである。この過程においては、たんなる法規的見地だけではなく政治的、社会的、倫理的、人間的な要素が作用

することも注意しなければならないであろう。余りにも多くの要素を顧慮することは、統一のない、ばらばらの集合体のような感がしないでもない。量刑における中心的な支柱は憲法に根ざす人権感覚ではないか、という觀念が筆者には浮んでくるのである。

(三) 量刑における被害者の感情

刑法学における量刑論議の重要性を、まざまざと感ぜしめる事例が最近の新聞紙に報道されたことであつた。国鉄上野駅の出札窓口のつり銭箱から百円玉三枚を盗もうとした上野駅に勤務する国鉄職員が八月十八日東京北管理局から懲戒免職処分を通告され、勤続三十七年の退職金約千二百七十万円が支給されなくなった、というのである。(読売新聞・昭和五八・八・一九)この職員は営業管理係で出札窓口から切符の売り上げ金を集める仕事をしていたが、六月七日の勤務中に、昼休みで出札係がいなかった窓口に入り込み、つり銭箱から百円玉三枚を盗み出したということが懲戒免職の事由である。

家には成人した一男一女があり年齢も大方が停年となる五十五歳を間近に控えているという状況がある。これは管督側の行政目的から出た処分と推察されるものであるが、何としても、酷に過ぎるのではないかと思われるのである。仮にこれが窃盗事件として刑事処分の対象になった場合の量刑を想像し、行政処分の懲戒免職とを比較した場合、その差の隔絶すること余りにも大であることを感じることは、はたして当を得ないことであろうか。ともあれ、刑事事件においては刑罰の適用がきびしく規制されることの意義を思わざるを得ない。

ところで、量刑の要素として特に表示されないところのものが、裁判の実務において意味をもつ。一例として「被

害者の感情」を挙げる事ができよう。一つの事例を例示することにしよう。

七十七歳になる無職の父Kの二女(四十八歳)は会社員Iと結婚していたが、全身の痛む病気にかかり、ノイローゼ気味になっていた。今年(昭和五十八年)二月九日の朝、父KのところにY子から電話があり、「死にたいので殺してくれ」と頼まれたために、自転車で走りつけて、一人で寝ていたY子に思いとどまるように説得を続けた。しかし、

何度も哀願するので遂に日本手拭でY子の首を絞めて殺した。事件は天津地方裁判所に係属、もちろん、罪名は囑託殺人である。「頼まれたとはいえ、五十歳に手の届かぬ被害者を殺した責任は重大である。しかし、被告人は高齢であり、遺族も寛大な処置を望んでいる」、として裁判長は懲役三年(求判と同様である)執行猶予四年の判決を言い渡した。(京都新聞・昭和五八・八・一〇参照)

被告人が高齢であることと、遺族の寛大な処置の希望、これが温情裁判といわれる量刑の根拠となっているようである。

「遺族の感情」「被害者の感情」は何故に刑量にあたって考慮されるのか、その理由ないし根拠は何か。これを吟味することによって、量刑の一断面を知ることができるのではないかと考えられたのである。

量刑分野における被害者の感情の考察の前に、実定法において被害者の意思が犯罪の成否を左右するものがあることを注意しよう。第一は親告罪である。これは法廷にもちだすことがかえって被害者の利益を害する場合のあることを考慮したものである(刑法第一八〇条一項)。次に被害者の告訴がなければ敢てその罪を論じないものがある(刑法第二〇九条二項)。親族相盗例の規定は(刑法第二四四条) 被害者の意思を根拠としたものと解釈される。さらには、被害者の同意のある場合、例えば同意殺人(刑法第二〇二条)は刑が軽減される。強姦罪(刑法第一七七条)の成否は同

意の有無によって決定される。

一般の犯罪は被害者の意思に反することがその要件であるかぎり、その同意の有無が判断せられるのは当然としなければならぬ。しかし、量刑段階における被害者の意思は別の角度から考えられるべきであろう。裁判の実務において被害者から減刑嘆願書が出されるか否かは刑の量定に影響するものがあることは、われわれのしばしば聞くところである。刑法はいうまでもなく公法として国家对犯人の関係を規制するものであって、私人对私人の関係ではないのであるから、加害者に対する被害者の感情や意思は、これを無視して一向に差しつかえないのみならず、むしろ、これを考慮することは不当ではないかとすらいえるのである。民法秩序における示談は刑法では認められないのである。にもかかわらず、被害者の意思は何を理由として考慮せられるのか。

もちろんのこと、被害者の意思は、刑を加重する方向においても考慮されるものである。被害者が死亡した場合は遺族の感情が利用されることはいうまでもない。最近の判例の一つをみることにする。事件は去る昭和四十三年連続射殺事件として四人の生命を奪った事件である。被告は永山則夫、一審は死刑、二審は減刑して無期懲役に、これに対し、最高裁第二小法廷は原判決を破棄して東京高裁に差し戻した。「死刑制度を存続する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性、残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない」、というのである。(読売新聞・昭和五八・七・八)極刑を理由づける一つの要素として遺族の被害感情が挙げられていることを注意したい。

それが刑量においての要因となるのは、犯罪性、換言すれば、犯罪行為の違法性のないしは責任性に関連するのだろうか。それとも被害者の報復感情を満足させることにあるのか。または、一般予防を重視する立場に立脚するのだろうか。

判決において、被害を受けた被害者とか遺族の感情がとり上げられ、それが蔽刑の理由とされる場合、二つの様態が考えられる。一つは被害者の感情と共に、感情に反映された被害の甚大であることを表示するものである。他の一つは、刑罰は被害者の報復ないし復讐感情を満足させることも考慮しなければならぬという思想の実現である。前者の様態においては、犯罪行為の違法性に帰着することになるであろう。だとすれば、それは犯罪行為の評価に吸収されているのであるから、あらためて、被害者の感情として量刑の要素にすることは理由がないということになろう。後者の理由は今日の国家刑罰の建前においてはたして是認せられるのであろうか。否定的に考えざるを得ないのである。このように、二つの態様を解釈するとすれば、「被害者の感情」はまさに感情的修飾であると考えられるのである。次に、被害者が宥恕の意思、寛大の刑を望む意思を裁判所に表明した場合、これを刑量軽減の理由とすることはどのような説明ができるであろうか。種々の場合が考えられる。加害者が被害者に対して誠意をつくしたこと、これによって被害者は同情の念を生ずるに至ったという事情がある場合、これは犯罪後の行為者の態度となるであろう。行為責任ではなく、行為者責任の思想は量刑の場面において格好のレゾン・デートルを発見する。

被害者からの減刑希望の表明は、被害者の温情に由来する次第である。これは客観的な被害そのものには関係するところなしといえよう。国家の規範的法的評価が被害者の感情によって左右されるといふことは、どのような理由づけができるであろうか。

いま一つ考えられることは特別予防の見地である。被害者は一般に加害者を増悪するのが通例としなければならぬのである。にもかかわらず、寛刑を望むということは加害者の人間性に対する同情とか温情や評価を意味するのであり、刑罰の必要性を減少すると考えられるであらう。しかし、同情なり温情は、人によって、極めてその程度を異にするものである。減刑嘆願などは、一切お断りという被害者もあるわけである。このような性質の要素を量刑に考慮することは感情に支配されることになり法的安定性を失わしめるものであるという非難も成り立たないわけではない。

量刑における科学性ないし合理性の理念の重要性はいうまでもない。しかしながら、量刑の実際においては、非合理的な感情的要素の払拭し切れないものがあるようである。ことに裁判官の人間性がその判定に大きな影を落すことをしばしば見せられるのである。上記のブルンスも量刑の特別の様相として論ずるものがある。正義、裁量、感情、伝統等の觀念の存在することを注意している。(上掲書四二頁参照)

これらの要素は一切排除されるべきか、それともどの程度において許容せられるのか、適正な量刑をめざし、さらに、研究を深めなければならない。

